

処 分 基 準

年 月 日 作成

法 令 名 : 探偵業の業務の適正化に関する法律

根 抱 条 項 : 第 15 条第 2 項

処 分 の 概 要 : 探偵業の廃止命令

原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）

法 令 の 定 め :

探偵業の業務の適正化に関する法律第 3 条（欠格事由）

処 分 基 準 :

法第 3 条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第 4 条第 1 項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあっては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）には、営業の廃止を命ずることとする。

問 い 合 わ せ 先 :

備 考 :